



# APO\_社労士通信

## 障害者雇用納付金制度の一部改正

中小企業における障害者雇用の促進、および短時間労働に対する障害者のニーズへの対応として、障害者雇用促進法が一部改正され、H22年7月から障害者雇用納付金の制度が変わりました。この改正はH23年4月以降の申告から適用になりますが、新たに制度の対象となる事業主は、今年の7月から翌年3月までの各月の雇用障害者数を改正事項に従い把握・確認するなど、申告に向けて具体的な準備を進める必要があります。では改正の骨子を見ていきましょう。

### ① 障害者雇用納付金制度の適用対象が拡大されました。

一般企業の場合は、常用雇用労働者数の1.8%（法定雇用率）以上の障害者を雇用しなければなりません。また、障害者を雇用する場合には作業施設の改善、職場環境の整備等が必要になることが多く経済的負担が生じますが、障害者の雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とは経済的負担に差が生じます。そのため、事業主間の経済的負担を調整し、障害者の雇用促進を図るため、事業主の共同出資による障害者雇用納付金制度が設けられています。具体的には、障害者の雇用率が1.8%を下回っている場合は納付金の納付（不足1人につき月額5万円\*）が必要となり、超えている場合は調整金を受給（超過1人につき月額2万7千円）することができます。この制度の対象事業主の範囲が以下のように拡大されます。

H22年6月まで 常用労働者301人以上の事業主 ⇒ H22年7月～ 常用労働者201人以上の事業主  
H27年4月～ 常用労働者101人以上の事業主

- \* 常時雇用労働者201人以上300人以下の事業主は、H22年7月から5年間、納付金月額が4万円に減額されます。
- \* 常時雇用労働者101人以上200人以下の事業主は、H27年4月から5年間、納付金月額が4万円に減額されます。

### ② 週20時間以上30時間未満の短時間労働者もカウント対象になりました。

これまで労働者総数、および雇用障害者数のカウントの対象とされていなかった週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者も新たにカウントすることになりました。

このとき、短時間労働者は右図のように、1人について0.5人としてカウントすることになります。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体・知的障害者	1人	0.5人
重度	2人	1人
精神障害者	1人	0.5人

### ③ 除外率設定業種の除外率が10%引き下げられました。

職種によっては、身体障害者または知的障害者の就業が困難であり、一律に雇用率を適用するのが不適当な場合があります。このような職種が相当の割合を占めるとして指定された業種では、障害者雇用義務の軽減措置として、法定雇用障害者数を算定する際に、常用雇用労働者数から一定割合を除外することが認められています。この割合を除外率といい、除外率設定業種の除外率が10%引き下げられました。なお、この除外率は段階的に引き下げられ、将来的には廃止される予定です。



## 知っておきたいミニ知識(労働基準法)

### 第29回 遅刻と時間外労働

所定労働時間が8時間の会社の場合、1時間遅刻してきた社員の時間外労働は、どこからカウントすればよいのでしょうか？労働基準法における労働時間とは、現実に労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。遅刻した1時間は使用者の指揮命令下に置かれていないので、労働時間としてカウントする必要はありません。したがって、入社後の実際の労働時間が8時間を超えたところから時間外労働となり、割増賃金の支払いが発生します。

これは、遅刻に限らず半休を取得して午後から出勤したような場合でも同様で、半休を取得した時間は労働時間にはなりませんので、労働基準法上では出勤後に実際に労働した時間が8時間を超えた部分から時間外労働に該当し、そこから割増賃金を支払えばいいということになります。（半休を取得した時間は、労働時間ではありませんが有給になりますので、半休時間+労働時間が所定労働時間を超えれば、法定労働時間に達するまで原則として100%部分の支払いは発生します。）

このような労働基準法の考え方は「実働主義」と呼ばれます。一方、現実に労働をしていなくても指揮命令下に置かれている「手待時間」は労働時間となります。また、仮眠時間についても労働時間とみなされる場合があります（H14.2.28 最一小大星ビル管理事件）ので注意が必要です。

遅刻や半休等により、実際に労働していない時間についても労働時間として取扱うことは、労働者有利になりますので問題はありますが、ルールを明確にするためにも、就業規則等をきちんと整備していくことをお勧めします。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>